

## 地方公営企業等金融機構の財務会計に関する研究会（第5回）

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成20年2月12日（火）13：00～15：00
- 場所：総務省 8階801会議室
- 出席者：鈴木座長、泉澤委員、樫谷委員、田中委員、森田委員、百合野委員  
平嶋公営企業課長、満田公営企業金融公庫融資部長、  
山田地方公営企業等金融機構設立準備室長

### 【議題】

地方公営企業等金融機構の財務会計に関する研究会報告書骨子（案）について

### 【配布資料】

- 資料1 地方公営企業等金融機構の財務会計に関する研究会報告書骨子（案）
- 資料2 監査第一委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」の改正について（日本公認会計士協会）

### 【概要】

■事務局より資料1～2説明

■委員からの主な指摘等

- 監査報告書については、（勘定ごとに監査報告書を求めなくても、法人全体で）一本の監査報告書で十分ではないか。
- 金融庁長官が公表した基準に準じて総務大臣が定める基準が「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に優先して適用されるとするのは、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠しようとする方針にそぐわないのではないか。
- 管理勘定積立金を、法人単位貸借対照表上、少数株主持分的に純資産に計上することについては、国が資産台帳においてそのように明確に整理しない限り、不整合となるのではないか。
- 将来的な国庫帰属規定を論拠として管理勘定積立金を負債とする場合、（貸借対照表上の）表示位置は特別法上の準備金又は引当金よりも上に位置づけられるのではないか。
- 管理勘定積立金を少数株主持分のようなものと考え純資産に位置付け、公営企業健全化基金（以下「基金」）についても純資産と位置付けた場合、財務諸表等規則に基づく貸借対照表とはかなり変わったものとなるのではないか。
- 基金や管理勘定積立金の表示位置については、複数の考え方があり（何らかの考えで）割り切らなければいけないところではないか。基金については無利子の永久債と類似のものと整理することができるし、機構の実態と財政基盤をしっかりとさせるという意味から、純資産を充実させる方がよいのではないか。
- 機構の財政基盤の観点からすると、その信用は3兆円の準備金に支えられているのだから、定期的に国庫帰属するようなことになると、マーケットに

悪影響を与えるのではないか。

- 基金については、公営競技納付金（以下「納付金」）の納付団体の立場からは、機構の負債であるという感覚を持っているのではないか。仮に純資産に位置づけた場合には、納付団体からの様々な意見が寄せられると思う。但し、機構の解散時における基金の取扱いに係る機構法上の規定をしっかりと説明すれば、基金を純資産に位置付けて機構の経営基盤の強さを示すことも許容されるかもしれない。
- 負債と純資産のいずれに位置づけるかについては、①機構への出資団体、②納付金の納付団体、③国という三者を、法人の性質に照らしてどのようにグルーピングするのが適当かという問題ではないか。
- 基金について少数株主持分のようなものとする場合は、（納付団体は）機構の意思決定に参画できないということを明確にしておかないと混乱を招く。
- 基金を純資産に位置づけた場合、当年度納付金のうち利下げ費用に充てる額については、純資産を取り崩して収益計上することとなるが、基金に係る法令上の規定と会計処理が整合的であるかどうかを検討する必要がある。損益計算書のイメージを作った上で、基金及び金利変動準備金の会計処理を検討する必要があるのではないか。

以 上